

増毛町事業承継支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者等の円滑な事業承継を図ることにより本町経済を発展し、及び活性化するため、増毛町事業承継支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、増毛町補助金交付規則（平成23年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) M&A 企業の既存経営資源を活用することを目的に企業又は事業の経営権を移転する取引をいう。ただし、資本、資産等の取引を伴わない業務提携等は除く。
- (3) 専門事業者 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介業者、金融機関、増毛町商工会等、事業承継又はM&Aに関するコンサルティング、マッチング支援等を業務として行う事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第6条の申請を行う年度の末日までに完了する事業とし、当該事業に係る事業内容、対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 初期診断に係る経費
- (2) 課題分析又はコンサルティングに係る経費
- (3) 税制申請に係る経費
- (4) 株価等の企業価値の算定に係る経費
- (5) 事業承継計画の作成に係る経費
- (6) 仲介又はマッチングの登録に係る経費
- (7) 仲介の委託契約等に係る経費
- (8) その他補助対象と認められる事業に係る経費

2 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 消費税額及び地方消費税額
- (2) 金融機関等への振込手数料
- (3) 専門事業者に対する顧問料
- (4) 成功報酬
- (5) 役員報酬

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の金額（この額に1,000円未満

の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、50万円を限度とする。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、町内で事業を営む中小企業者等のうち町内に登記上の本店を有する法人及び町内に住民登録のある個人事業者であって、事業承継を行おうとする者とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 農林水産業者
- (2) 政治、経済若しくは宗教上の組織又は団体
- (3) 国又は本町以外の地方公共団体等において、補助対象事業と同種の補助を受けている者
- (4) 市町村税を滞納している者(生計を一にしている者を含む。)
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する業種を営む者
- (6) 次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) その他町長が補助金を交付することが不相当と認める者

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記第1号様式。以下「計画書」という。)
- (2) 誓約書兼同意書(別記第2号様式)
- (3) 補助対象事業に係る見積書などの写し
- (4) 法人にあつては、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のものに限る。)及び直近の確定申告書の写し、個人事業主にあつては、直近の確定申告書

の写し

- (5) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第7条 町長は、前条の申請書類を受理したときは、当該内容を審査し補助金の交付の可否を決定し、規則で定める様式により通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付に関し交付申請者が納付状況等を税務当局に調査依頼することに同意があったときは、公簿等の必要な書類を閲覧し、その内容を記録する等、必要な調査を行うことができる。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、規則第12条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施報告書(別記第3号様式)
(2) 補助対象事業に係る契約書等の写し
(3) 補助対象事業に係る領収書等の写し
(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該内容を審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、交付すべきと認めるときは補助金額を確定し、規則で定める様式により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定による補助金確定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに増毛町事業承継支援事業補助金交付請求書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助対象事業者に対し補助金を交付するものとする。
3 町長は、前項の規定にかかわらず事業執行のために必要があると認めるときは、概算払することができる。ただし、概算払については補助対象経費の4分の1以内で25万円を限度とする。

(決定の取消し等)

第11条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合において、補助金を交付していないときは補助金の交付決定の一部又は一部を取り消し、補助金を既に交付しているときはその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象事業を中止したとき。
(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
(3) その他の不正の行為があったとき。

(調査権の留保)

第12条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の使途及び補助金交付後の事業

の進捗状況について調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第6条関係)

事業計画書

1 申請者の概要

事業者名			
所在地	増毛町		
代表者	氏名		
	生年月日	年	月 日生 (歳)
後継者 (候補)	氏名		
	生年月日	年	月 日生 (歳)
	関係		
業種		事業内容	
資本金		創業年月日	
借入金		従業員数	
T E L		F A X	

2 事業承継の概要

取組開始日	年 月 日	最終承継予定	年 月頃まで
実施予定 取組内容	<p>【実施(予定)内容】</p> <p>◆事業承継支援補助対象</p> <p>※該当するもの 全てにチェック してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 初期診断 <input type="checkbox"/> 課題分析・コンサルティング</p> <p><input type="checkbox"/> 税制申請に係る経費 <input type="checkbox"/> 事業承継(M&A)計画の作成</p> <p><input type="checkbox"/> 株価等の企業価値(譲渡価格)算定</p> <p><input type="checkbox"/> 仲介・マッチングの登録 <input type="checkbox"/> M&A仲介委託契約等</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要と認められる経費 ()</p>		
<p>【事業承継の具体的な内容】 ※事業承継計画書等の添付により省略可</p>			

3 専門事業者

専門事業者 1 (予定)	所在地： 名称： 担当者： 電話：
専門事業者 2 (予定)	所在地： 名称： 担当者： 電話：
専門事業者 3 (予定)	所在地： 名称： 担当者： 電話：

4 事業承継に係る支出予算書

(支出)

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
計		

別記様式第2号（第6条関係）

誓 約 書 兼 同 意 書

年 月 日

増毛町長 様

申請者 所在地
事業者名
代表者名 ⑩

増毛町事業承継支援補助金の交付にあたり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 申請書（関係書類を含む。）の内容に虚偽がないこと。
- 2 町が、補助金の交付の事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じること。
- 3 代表者、役員又は使用人その他の従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）でないこと。
- 4 申請者に市町村民税の滞納がないこと。
- 5 3及び4の誓約内容を確認するため、町が税務当局及び他の官公署に照会する等必要な調査を行うこと。
- 6 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の受給後に交付要件に該当しないことが判明したときは、補助金を町に返還すること。

別記様式第3号（第8条関係）

補助事業実施報告書

1 実施事業の概要

<p>実 施 内 容</p>	
<p>実 施 期 間 及 び 実 施 結 果</p>	<p>(実施期間) 年 月 日 から 年 月 日 まで (実施結果)</p>
<p>専 門 事 業 者 1</p>	<p>名 称 : 担 当 者 : 電 話 :</p>
<p>専 門 事 業 者 2</p>	<p>名 称 : 担 当 者 : 電 話 :</p>
<p>専 門 事 業 者 3</p>	<p>名 称 : 担 当 者 : 電 話 :</p>

2 事業承継に係る支出決算書

(支出)

(単位:円)

科 目	決 算 額	備 考
計		

別記様式第4号（第10条関係）

増毛町事業承継支援補助金交付請求書

年 月 日

増毛町長 様

補助事業者 所在地
事業所名
代表者名

㊞

年 月 日付け増商商号をもって補助金の確定通知を受けた増毛町事業承継支援補助事業に係る補助金について請求します。

記

1 補助金請求額

円

2 振込先金融機関の名称等

振込先金融機関	金融機関名	銀行・金庫
	本・支店名	
預金種別		
口座番号		
口座名義 (漢字)		
口座名義 (カタカナ)		